

ましいと考えます。

また、現在の県営水道は、県内の水道において給水人口及び給水量の約5割を占めるとともに、長い歴史と経験に基づき技術面・経営面で県内の水道をリードする存在となっています。加えて、周辺の水道用水供給事業者や水道事業者と施設面で既に一部ネットワーク化されているとともに、県内の数多くの事業者に対して職員派遣等を通じて技術協力等を行っています。統合・広域化の検討にあたっては、現在の県営水道の県内水道において果たしている機能やその高い技術・経営水準について、県民の貴重な財産として活用できるよう検討することが望ましいとともに、県営水道は、その県内水道における影響の大きさに鑑み、自らのあるべき姿について、関係する市村や事業者と共に積極的に検討すべき責務を有すると考えます。

## 水道料金について

統合・広域化に伴い、水道料金が統一・平準化された場合には、一部地域で水道料金（水道用水供給事業の水平統合の場合にあつては受水料金）が上昇する可能性が懸念されます。その一方で、統合・広域化により効率化が図られることで、そうした地域や全体での料金上昇が抑制されるだけでなく、更なる効率化により水道料金の引き下げの効果を県民等の水利用者全体で享受できる可能性もあります。ただし、前述のとおり効率化は統合・広域化によって自然に現れるのではなく、経営努力を行うことによってはじめて現れることに留意が必要です。施設の統廃合等の効率化に必要な条件を明確にした上で計画的に統合を進める必要があります。

なお、更新・再構築期の水道にあつては、料金収入の自然増が見込めない中で、これまでと同じサービス水準を維持するための施設更新に加えて、水利用者の新たなニーズに対応したレベルアップを図るのに必要な投資の費用を賄うためには、その資金を得るために水道料金の値上げを行わなければならない場合もあります。統合・広域化においても、サービス水準の維持・向上を目指す上では、統合・広域化による効率化で吸収しきれない費用については料金値上げによって資金確保することに水利用者の理解を得ていく場合も考えられます。

また、地域性により料金差は考えうるものであり、新たな概念の統合・広域化においては、統合・広域化後は必ず一律の料金になるという前提で考える必要は必ずしもありません。ただし、どの程度の格差であれば許容しうるかについて議論することは重要です。